　　共同募金用資料

　　令和２年個人所得税の税額控除について(確定申告用）

**※もともと所得税の課税がない方は税額控除の対象になりません。**

（１）この説明書の税額控除の対象となるものは、

　　①**富士市共同募金委員会を通じての社会福祉法人静岡県共同募金会への寄附金**です。

※富士市共同募金委員会は、静岡県共同募金会の市支会です。

　　②静岡県共同募金会の寄附金領収書の**日付が令和２年１月１日から令和２年１２月３１日までのもの**に限ります。

　　　※領収書がご入用の方は、富士市共同募金委員会までお問合せください。(電話0545-64-4649)

（２）この税額控除の計算式は下記のとおりです。

**（静岡県共同募金会などの税額控除対象法人への寄附金額－２千円）×４０％＝税額控除額（所得税額から控除）**

【例１】**富士市共同募金委員会（静岡県共同募金会）へ共同募金寄附金**として５千円を令和元年１０月に納めた場合

　（５千円－２千円）×４０％＝**１，２００円**（所得税額から控除）

**※静岡県共同募金会の領収書(原本)と税額控除対象法人証明書の写し**(裏面にあります)の**添付が必要**です。

【例２】税額控除対象法人である**富士市社会福祉協議会**へ**特別会費**として３千円を令和元年６月に納め、**富士市**

**共同募金委員会（静岡県共同募金会）**へ**共同募金寄附金**として３千円を同年１０月に納めた場合

　　　（３千円＋３千円－２千円）×４０％＝**１，６００円**（所得税額から控除）

**※この場合、下記の①と②が両方必要です。**

① **静岡県共同募金会の寄附金領収書（原本）と税額控除対象法人証明書の写し**（裏面にあります）

　 ② **富士市社会福祉協議会の特別会費領収書（原本）と税額控除対象法人証明書の写し**

　　　　（富士市社会福祉協議会の証明書はホームページからダウンロードできます。）

控除額には制限があります。また税額控除ではなく寄附金所得控除を選ぶこともできます。

　この制度についてご不明な点は、富士税務署又は確定申告会場にて係員にお問い合わせ下さい。